第３期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和５年度～令和９年度

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」（第１０７条）に基づき市町村が策定する計画で、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定めます。また、「地域福祉活動計画」は、同法（第１０９条）に基づき社会福祉協議会が策定する計画で、地域住民や福祉関係団体等が主体的に進めていく地域活動を定めます。

さらに第３期計画は「成年後見制度利用促進基本計画」と「地方再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

地域福祉とは？

地域福祉とは、地域において私たちが安心して暮らせるように、住民と福祉関係者がお互いに協力して、地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

香美市では、子どもや高齢者、障害のある人等、だれもが住み慣れたまちで、お互いに支え、支えられ、幸せな生活を送ることができるような「地域共生社会の実現」に向けて、地域福祉を推進していきます。
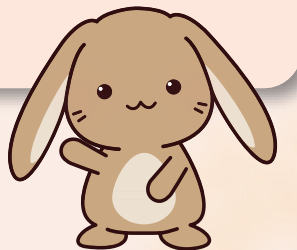
計画の基本理念

つながり、集まり、支えあうまち香美市

「地域共生社会の実現」のために、前期計画の基本理念「つながり、集まり、支えあうまち香美市」を第３期計画でも採用し、だれもが住み慣れた地域で、地域の人たちとともに充実した生活を過ごしていけるように、地域福祉の更なる推進を目指します。

計画の期間

計画の進捗状況を把握し、毎年度施策の実施状況を評価します。

取組状況を検証・評価した結果、計画を変更する必要がある場合には、計画期間中であっても、柔軟に計画の見直しを行います。

	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	・・・
香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第３期（本計画）					第４期	
香美市成年後見制度利用促進基本計画	第１期（本計画）					第２期	
香美市再犯防止推進計画	第１期（本計画）					第２期	

計画の推進に向けて

地域福祉活動の主役は、地域で暮らしている住民自身です。地域共生社会を実現させていくためには、地域住民と市や社会福祉協議会が連携して、取組を進めていくことが重要です。

また、地域の様々な課題に対応していくため、地域で活動する団体や関係機関等が地域福祉の担い手として活躍していきます。

注目！

市ホームページでは、第３期計画の詳細について公表していますので、ぜひご覧ください。また、市ホームページには、市役所の各種相談窓口や、香美市内の保健・福祉施設、文化施設、スポーツ施設等の情報も掲載しています。

詳しくは、こちらの二次元コードにアクセスしてください→

注目！

香美市社会福祉協議会では、以下のような取組を進めています。

- 生活の困りごとに対する相談や支援
- 香美市で活動するボランティアに対する支援
- 学校等での福祉教育の推進
- 高齢者への福祉（介護）サービスの提供
- 貧困に悩む人に対する支援

詳しくは、こちらの二次元コードにアクセスしてください→

【問い合わせ先】
香美市 福祉事務所 社会福祉班
〒782-8501　高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号
TEL：0887-53-3117　　FAX：0887-53-1094